

県北広域振興局長告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年4月6日

県北広域振興局長 南 敏 幸

- 1（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 角ノ浜玉川線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡洋野町種市第15地割字鹿糠浜452番地先から第14地割字北玉川100番1地先まで	新	B 29.8～9.2 m	m 486.6
	旧	A 16.1～5.5	489.8
		B 29.8～9.2	486.6

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 平成30年4月6日から同年5月7日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 明戸種市線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡洋野町種市第73地割字熊ノ沢138番5地先から36番地先まで	新	B 45.9～9.2 m	m 965.0
	旧	A 14.6～6.2	969.5
		B 45.9～9.2	965.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 平成30年4月6日から同年5月7日まで